

セーフティネット住宅の登録基準の緩和について

1 経緯

前回の懇話会では、一般住宅及びシェアハウスの登録基準緩和の案を付議しましたが、国において、「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準」を新たに設ける方向で検討が進められているため、今回の改定では、一般住宅についてのみ緩和措置を行うこととしました。

令和2年11月17日（火）：第1回 神奈川県住宅政策懇話会

令和2年11月18日（水）：国土交通省から聞き取り

〔国において、「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準」を
新たに設ける方向で、年度内の告示に向け検討を進めている。〕

令和2年12月9日（火）：国による「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準」の
パブコメ開始（令和3年1月7日（木）まで）

令和2年12月10日（水）：神奈川県議会 建設・企業常任委員会へ別添で報告

令和2年12月18日（金）：「神奈川県賃貸住宅供給促進計画」の一部改定に関する
パブコメ開始（令和3年1月18日（月）まで）

2 緩和案

	改 定	現 行
各住戸の 床面積	平成7年度以前に建築：16㎡以上 平成8～17年度に建築：18㎡以上 平成18年度以降に建築：25㎡以上 台所等が共用の場合は13㎡以上	25㎡以上 台所等が共用の場合は18㎡以上

3 改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

(1) 意見募集期間

令和2年12月18日～令和3年1月18日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

意見件数 0件

4 今後の予定

令和3年3月上旬 神奈川県議会 建設・企業常任委員会へ報告

令和3年3月中旬 法定協議

令和3年3月下旬 神奈川県賃貸住宅供給促進計画を改定・公表

(参考) 国による「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準」について

	現行の シェアハウスの基準	国によるひとり親世帯向け シェアハウスの基準案
住宅全体の 面積	$15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上 (N : 居住人数、 $N \geq 2$)	$15 \text{ m}^2 \times B + 22 \text{ m}^2 \times C + 10 \text{ m}^2$ 以上 (B : ひとり親世帯を除く入居者の定員) (C : 入居するひとり親世帯の世帯定員) ($B + C \geq 2$)
専用居室の 面積	9 m^2 以上 (造り付けの 収納の面積を含む)	12 m^2 以上 (造り付けの収納の面積を含む) ただし、住棟全体の面積が、 $15 \text{ m}^2 \times B + 24 \text{ m}^2 \times C + 10 \text{ m}^2$ 以上の場合は 10 m^2 以上 (B : ひとり親世帯を除く入居者の定員) (C : 入居するひとり親世帯の世帯定員)
専用居室の 入居者数	1 人	1 世帯
共用部分の 設備	共用部分に居間・食堂・ 台所、便所、洗面設備、 洗濯室 (場)、浴室又は シャワー室を設ける	共用部分に居間・食堂・台所、便所、洗面 設備、洗濯室 (場)、浴室又はシャワー室 を設ける ※少なくとも 1 室の浴室を設置すること
共用部分の 設備設置数	便所、洗面設備、浴室又 はシャワー室は、居住人 数概ね 5 人につき 1 箇所 の割合で設ける	便所及び洗面設備は、 入居者と入居世帯の定員 3 につき 1 箇所の 割合で設ける 浴室又はシャワー室は、 入居者と入居世帯の定員 4 につき 1 箇所の 割合で設ける

(参考) 近隣都県及び政令三市における緩和の状況

	床面積 ㎡	国	近隣都県			県緩和案	政令三市		
			東京都	千葉県	埼玉県		横浜市	川崎市	相模原市
H7以前 建築	26					現行			
	25								
	24								
	23								
	22								
	21								
	20								
	19								
	18								
	17								
H8～17 建築	26					現行			
	25								
	24								
	23								
	22								
	21								
	20								
	19								
	18								
	17								
H18～ 建築	26					現行			
	25								
	24								
	23								
	22								
	21								
	20								
	19								
	18								
	17								

